

高松市・国分寺町合併協議会会議録
第 7 回 会 議

平成 1 6 年 9 月 2 8 日 (火)

高松市・国分寺町合併協議会

高松市・国分寺町合併協議会会議録

第7回会議

1 日時

平成16年9月28日(火)午後1時30分開会・午後3時5分閉会

2 場所

国分寺町女性会館 2階 第1会議室

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	末澤進
副会長	福井則史	委員	山下義男
委員	井竿辰夫	委員	岡西定雄
委員	土井信幸	委員	綾野忠雄
委員	谷本繁男	委員	大捕宣英
委員	宮崎直	委員	千葉規美子
委員	大橋光政	委員	柘植敏秀
委員	川染勉	委員	白井加寿志
委員	梶村傳	委員	大比賀郁夫
委員	三笠輝彦	委員	池崎清子
委員	森谷芳子	委員	松岡隆義

4 欠席委員 1人

委員	大浦澄子
----	------

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	佐々木英典
副幹事長	土井信幸(委員兼務)	幹事	川上保直
幹事	熊野實	幹事	武下文男
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 10人

総務部会長 (幹事兼務)	熊野 實	健康福祉部会長	岡内 須美子
総務部会委員 (幹事兼務)	武下文男	健康福祉部会委員	香西 信行
総務部会委員	小山正伸	健康福祉部会委員	池内 保
総務部会委員	石垣佳邦	健康福祉部会委員	谷本 裕己
総務部会委員	伊藤 憲二	産業部会委員	帯包 正夫

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	森田 大介
事務局次長	加藤 昭彦	総務班	黒淵 博美
事務局次長 (計画班事務級)	福井 隆	調整班長	清谷 文孝
総務班長 兼調整班兼計画班	清野 賢治		

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

- 協議第 9号 附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について
（第6回会議提案：継続協議）
- 協議第10号 公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について
（第6回会議提案：継続協議）
- 協議第11号 使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について
（第6回会議提案：継続協議）
- 協議第12号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い
（協定項目第21号）について
（第6回会議提案：継続協議）
- 協議第13号 条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について
- 協議第14号 電算システム事業（協定項目第24-2号）について
- 協議第15号 広聴広報事業（協定項目第24-3号）について
- 協議第16号 生活保護事業（協定項目第24-8号）について

4 その他

- (1) 建設計画作成に当たっての住民意向調査について
- (2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (3) 今後の合併協議スケジュールについて
- (4) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第7回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かとお忙しい中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に一言お礼を申し述べさせていただきたいと存じます。

去る8月末の台風16号に伴います高潮災害復旧対応のために、9月6日に開催を予定しておりました本合併協議会の第7回会議を、やむを得ず、急遽、延期をさせていただき、御迷惑をおかけいたしましたこと、まことに恐縮に存じております。

また、国分寺町当局を初め、関係各位の温かい御支援、御協力を賜りましたこと、この場をおかりして厚く御礼を申し上げる次第でございます。おかげをもちまして、被災された市民の生活もようやく平常に戻りつつございますが、本市といたしましては、今後、高潮対策を初め、災害対応に抜本的な改革、改善を図っていくことといたしておりますので、皆様方におかれましても、一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきたいと思います。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議録署名委員には、大捕宣英委員さんと白井加寿志委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） 会議次第3の(1)の協議事項の協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてから協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてまでを一括議題といたします。

なお、この協議第9号から協議第12号までの4件につきましては、前回の第6回会議

で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、改めまして提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第9号から協議第12号までの4件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

会議資料の1ページをお開き願います。

まず、協議第9号附属機関等の取扱いについて御説明申し上げます。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。国分寺町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

協議第10号公共的団体等の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほどでございますように、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

協議第11号使用料・手数料等の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどでございますように、「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。国分寺町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについてでございますが、提案内容は、中ほどでございますように、「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございます。

なお、各合併協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

協議第9号から協議第12号までの4件の提案内容につきましては、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第9号から協議第12号までの4件につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第9号から協議第12号までの4件について、一括お諮りいたします。

協議第9号から協議第12号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第9号から協議第12号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第13号条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）についてを議題といたします。

なお、これから後の協議事項につきましては、会議規程に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第8回会議において、改めて質疑等を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料13ページをお開き願います。

協議第13号条例・規則等の取扱いについてでございますが、まず、提案内容について申し上げます。

ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと思います。

提案内容でございますが、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、別とじの附属資料で御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の75ページをお開き願いたいと存じます。附属資料の75ページでございます。

条例・規則等の取扱いについての資料でございます。75ページの資料には、両市町の条例・規則等の数を整理いたしておりますが、記載のとおり、本年4月1日現在で、高松

市では条例233本、規則282本、規程等165本が、一方で、国分寺町では条例171本、規則139本、規程等189本がございます。

この条例・規則等の数につきましては、両市町で、例えば要綱を例規集に登載するか否かなど、その取り扱いが若干異なっておりますことから、あくまでも、本年度当初におきまして例規集に登載されている本数により記載をしているものでございます。

両市町では、条例・規則等に基づき各種の行政制度等が設けられておりますが、調整案といたしましては、ページの右下の枠の中に記載のとおり、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」としたところでございます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の14ページをお開き願いたいと存じます。

14ページでございますが、14ページには、条例・規則等の取扱いについての先進地域の事例ということで、平成11年度以降に編入合併をいたしました先進地域10市の状況を記載いたしております。10市のうちで、条例・規則の取扱いが協議をされました市は7市でございます。資料には、そのうちの3市の事例を記載しておりますが、ごらんとおり、すべての市におきまして編入する自治体の条例・規則等を適用することを基本として確認がされております。

続きまして15ページをお開き願います。

15ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市のうち4市の事例を記載しておりますが、基本的に編入する市の条例等を適用することとして確認がされているものでございます。

以上で協議第13号条例・規則等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第13号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

末澤委員 末澤 進でございます。

先ほど、補助金のところで言えばよかったと思うんですが、今度、全部、高松市の条例・規則に合わせていくということになりますと、本町の場合でも問題点があるということの内容から、一番端的に、もう市長さんと町長さんのお手元には商工会からの要望とい

書類が届いているかと思うんですが、これらに該当しますと全部消えてしまうということで、できることなら、この要望事項は満たしてもらいたいということを、市長さんと町長さん、そしてまた、議会にもこれが出ております。現在、国分寺町では405の事業所、いわゆる零細、すべてがありますが、それにつきまして13名の理事、さらには2名の幹事さんということで構成して、これをやっておるんですが、これに合わせていきますと、高松市に入りますと、商工会議所という名前からすべてが消えてしまうという心配をいたしておりますので、この点を御考慮いただけるように配慮していただきたい、こういうことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（増田会長） 商工会の問題については、どの協議会でも、関係の皆さんからいろいろとお尋ねいただいとんですが、基本的には会議所と商工会とは別ですので、並立することは一向に構わないようですけども、商工会は同一自治体ではできるだけまとめるというようなことが望ましいというようなことが出ておるようございまして、県の方からも3年程度をめどに、後は補助金が減額になる可能性があるとか、いろいろ言っておりますが、私としては、私の方の商工会も山田商工会というのが残っておるケースもございますし、どういう形になるかは、また、十分、商工会同士でお話いただけたらいいんじゃないかなと思っておるんですけども。

県の方が本当にどこまでそういうことを考えておるのか、私ちょっと、また、近く知事さんと会う機会あるんで、十分に、そのあたり、煮詰めようと思うんですけど、合併したところが不利になるようなことが、決してあってはならないことでして、そういうことは県としても全く考えておらないと思いますけれども、そのあたりは、今後、十分に確かめていきたいと思っております。

なお、事務局の方から何かありますか。

事務局長 基本的なことについて、今、会長さんの方から説明したとおりでございますが、なお、細かい点については先ほどの御指摘、10ページの協議第12号についてただし書きがございますので、そのただし書きの、上でいきますと、高松市の制度に統一するということになります。が、「ただし、国分寺町の補助金、交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で調整する」ということでございますので、これに基づきまして、産業部会の方で協議、調整を行いまして、合併協定項目であれば24-14商工・観光関係事業、ここの合併協定項目で、また別途、この協議会に上がってくるということになりますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

協議の内容、協議、調整の内容等につきましては、ただいま会長さんの方から言われたようなことで、今後、関係商工会等との連携を図る中で調整をするということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

末澤委員 私たちは、これまでも山田商工会のことも調査をさせていただきました。しかしながら、御存じのとおり、この国分寺町の活性化と発展、そして今の経済圏域におけるあり方というものには、多大の誇りと自信と、それを後退させてはならんという、強い、会員さん間、あるいはまた、我々としてもその気持ちを持っておりますので、いわゆる本当の経済圏、通勤圏、通学圏、商業圏、そういうところから、現在やっているような国分寺町の主な行事、こういうものは絶やささないで、なおかつ国分寺町は高松市の西の玄関にという気持ちを持っておりますので、そういう点からでも、協議する際には、やはり当初から始めた商工会というのと、現在、二十数年経たこの国分寺町のあり方の姿というものは、やはり一つの大きな差があるということも御考慮に入れていただいて、知事さんともお話をいただいて、できることなら、この皆さん、商工会の皆さんの要望というものを聞き届けていただければ、合併がスムーズにいき、また協賛も得られる、こういうように思っておりますので、その点をひとつ御配慮いただいたらと思い、よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） 御趣旨はよくわかりました。地域に根差したものについては、何が何でも一つにするというんでなくて、行事とかお祭りとか、特にそういうのありますけれども、当然、そういう地域に密着したものについては十分に考えていかないと、私どもも思っておりますし、これまでも他の協議会でもそういうようなことで引き続きそういうような進めていくというような形で進んでおりますので、そういうことで私自身もいきたいと思うし、いくことになろうと思います。

なお、さっきも言ったように、個別のことについては、また改めて産業部会の方から上がってきたときに、もう一度議論いただいても結構だろうと思います。

はい、どうぞ。

宮崎委員 国分寺の宮崎です。

関連と言やあ、このときに話しときゃあよかったんですけど、各種団体への交付金等の扱いなんですけど、これ金額は入ってないんですね。できたら、金額を出してほしいという、たしか事務局にはお願いしとったんですけど、金額が出てない。そして、特に

50番から56番、同和関係に関する問題が私の方にありまして、高松市の方はどないな
つとるのかわかりませんので、このあたりもちょっと教えてほしいと思いますので、よろ
しくお願いいたします。

議長（増田会長） 事務局から説明します。

事務局長 事務局から説明をいたします。

ただいま御指摘の補助金等の額の問題でございますが、附属資料の56ページ以降にそ
れぞれ比較をして書いてます。これについて、どのような形で資料を整理するかというこ
とを事務局サイドで検討したわけでございますが、これについて個々の項目ごとに絶対額
というのは、これ、もともとそれぞれの市町の予算書の中から取り出したものでございま
して、それぞれの補助金・交付金等の全体の額というのは把握できるわけでございます。
ただ、補助金・交付金の一つの項目の中に複数の団体とか、いろんな形で形態が違うとい
うことを単純に左右で比較することは非常に難しいというようなこともございます。その
補助金の性格、内容等によって絶対額で比較して意味がないものが相当多いというよう
なこともございますし、この合併協定項目自体が、これは参考資料ということでございま
して、各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて総括的な考え方、調整の考え方を整
理するというところでございますので、金額についてどうこうするという協議の対象ではな
いということもあわせて、総合的に判断して、項目のみを抽出したということござ
いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、個別の項目の金額等について、今、事務局の段階では、全体的に先ほど申し上げ
たような事情から把握をいたしておりませんので、それぞれの市町の予算書のもう一つ詳
細の資料等に基づいて把握をしていく必要がございますので、その点についても、即、資
料を提示するということはちょっとできかねる状況でございますので、格別の御理解をい
たいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

宮崎委員 今出すのは無理だということなんですけど、特に、いろいろな各種団体の方
で、今後、合併すれば補助金等はどうなるんだろうかというふうに関心の強い方も大分お
られます。特に、今、先ほど申しましたように、50番から56番の間、同和関係なんで
すけど、このあたりは一体どうなるのか、私の方にあつて、高松市にはこれ一体どのよう
になっておるのかということがわかりませんので、時間はかかるうとも、それぞれの金額

は出ると思います。その合計が最終的に予算書でも負担金とか何か決まっておりますけれども、できれば詳細を見せてほしい。そして、住民が、それぞれの団体の方が納得いくような説明をしたいと思いますので、ぜひこの件につきまして、提出をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 再度説明をさせていただきます。

全般的な問題で恐縮ですけれども、先ほどの商工会と同じようなことで、個別の団体等に対する支援、単に補助金だけでなく、支援制度のあり方については、個別の各種事務事業の取扱いの中で相当多数のものが出てくるということになっております。すべてがすべて出てくるわけではございませんが、そのようなことで、個別の協議の対象にもなっておるということでございます。

特に、今、御指摘のあった 50から56の問題について、じゃあ個別にどうなるのかということについて、今の事務局の段階では、ちょっと説明できる材料はございませんけれども、最終的に合併協定項目で基本的な考え方、あるいは個別の項目についての考え方を整理した上で、あと具体的には、それを合併後の自治体における、まず、合併後の高松市における予算編成段階において、各団体に対する補助等について、どのように具体的な金額を設定するかということが決まってくるわけでございますので、そういう状況から言いましても、現時点において、補助金の額がどうなるかということについて、お示しすることはできにくいというふうに理解をいたしております。

なお、今後の対応について、幹事会でその取り扱いについて協議をしたいというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

宮崎委員 そら、今後の予算編成には出てくるかしらん、今、現実において、それぞれの団体の皆さんが、私は自分なりに、ああこれだけの補助金でこの団体を運営していると、それがどうなるんか、やはり先のことはどうなっていくんだろうかと、やはり不安であるし、また希望も持てるかもわかりませんが、そういうことで多少時間はかかるうとも、これについては出していただきたい。このように強く要望しますので、よろしくお願いいいたします。

議長（増田会長） これ、また同和問題の部会もあるんですよ。そういう中で十分検討させていただきます。

宮崎委員 これではぼつといってよっしゃと言うんだったら、もう……

議長（増田会長） いや、これはまた部会でそれぞれ話あるんでしょう。

事務局長 どちらにしても、先ほど申し上げましたように、幹事会でその取り扱いについて協議をさせていただくということにいたしたいと思います。

議長（増田会長） どうぞ。

岡西委員 岡西です。

うちの宮崎議長に関連する質問ですけれども、私たちの町の事情をちょっとお話しておきたいんです。うちの町としては、もうどうしても、特に社会教育団体等の中ですら補助金が減っては困る、どうしても補助金を出してあげなければならない団体というのが何件かあるわけです。と申しますのは、うちの町が行政を進めていく上で、そういった団体の人たちちゅうのは、もう動脈、血液のようなもので、非常に力になっていただいとるわけなんです。例えば、何か町が行事をやる、福祉のほんなら講演会でもしましようということになった、広報とか防災無線で御案内してもなかなか人は集まってきません。ところが、そういった、例えば婦人会とか老人会とか、そういう社会教育団体の人の口コミで、ひとつ100人なら100人をめどに皆さん誘ってくださいよということになったら、どっと集まってくる。何かにつけてそういう状態で、そういう団体の補助金が現況より減る、市に合併することによって減るということは、非常に困るという問題がある。そういう事情もあることで、うちの、今、議長もそういう質問をされよんだらうと思しますので、よろしくをお願いします。

議長（増田会長） はい、よくわかりました。そういう御心配はごもっともでございます、基本的に激変をするようなことはないよというものが、いろんなところで出ておりますが、それが3年なり5年なりは当面それでいて、その後見直すとか、そういうようなことで、個別にはあるわけですけれども。

事務局の方から。

事務局次長（加藤） 事務局の方から御説明申し上げます。

補助金・交付金等の取扱いでございますが、今回、10ページでございます案でございますが、これにつきましては基本的な考え方を示すというようなことでございまして、ただし書き以降にございますように、いろんな事情がございまして、それにつきましては、今後、各部会で現在の補助金・交付金等をどうするか、あるいは今やってる行事等をどうするかというようなことも含めまして調整をいたします。その中で明らかには

なっております。

今回、10ページに書いておりますのは、あくまで基本的な考え方を示すということで、これにつきまして統一できるものは統一をする、あるいは先ほど議長からお話がありましたように、実情等を踏まえて経過措置を設けるものについては経過措置を設ける、あるいは現行どおり継続するものは継続すると、その取り扱いについては、今後、各部会の方で十分調整をした上で、この合併協議会に提案をするということになっておりますので、その点御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

はい、どうぞ。

川染委員 協議第10号の中の協定項目でございますけれども、「公共的団体等については」というところから「特別な事情がある場合を除き」ということですが、この文面についての理解がしかねるんですけど、どういう意味を持つものか、わかりやすく御説明をしていただきたらと思っております。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 ただいまの公共的団体等の取扱いの「特別な事情がある場合を除き」という特別な事情とは何かということでございますが、これは先ほども議論がありましたが、商工会議所と商工会、基本的には商工振興団体ということで、一つの地域の中では一つであるべきだという理念的な考え方があります。ただ、それでいきますと、商工会議所と商工会を統合しなければならないというような方向になる。それについては法律も違うし、地域の実情も違うということで、これは一つになるべきであるけれども、別個に独立させておく必要があるということで、そのような特別な事情がある場合は除きますよと、当然それは統合しないですよという考え方を明記したものでございます。御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかに、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、協議第13号につきましては、次回、第8回会議で改めて、もう一度質疑や協議を行って、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第14号電算システム事業（協定項目第24-2号）についてを議題といた

します。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料16ページをお開き願います。

協議第14号電算システム事業についてでございますが、提案内容は中ほどでございますように、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、国分寺町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

それでは、その調整内容につきまして、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の77ページをお開き願います。77ページでございます。

「電算システム事業について」に関する資料のうち、まず、システムの種類でございますが、高松市におきましては、職員が使用しているパソコンのOAソフトウェアの利用によるシステムを除きまして、資料に記載のとおり、人事管理から会議録検索まで56のシステムが稼働しておりまして、いずれも機器等を高松市役所の庁舎内に設置し、運用管理を行っております。このうち、システム名の最後に 印をつけておりますシステム、これにつきましては、業務主管部門が独自に導入しているものでございます。

一方、国分寺町におきましては、同様に例規集検索から戸籍電算システムまでの25のシステムが稼働いたしておりまして、このうち、システム名の最後に 印をつけておりますシステムは業務主管部門が独自に導入しているものでございます。

以上についての問題点・課題でございますが、77ページの右上の枠の中に記載のとおり、電算システムにつきましては、各種事務事業の統合協議により、システムの改修が必要となること。また、高松市のシステムと国分寺町の対応するシステムとの間の互換性がないこと。さらには、国分寺町の戸籍電算システムについては、高松市側に対応するシステムがないことの3点が挙げられます。

これらの問題点・課題に対する対応策でございますが、その下に記載しておりますとおり、各種事務事業の統合協議内容に合わせまして、必要なシステム改修を行うこと。国分寺町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換すること。国分寺町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは、必要な改修を加え使用する中で、今後の活用について検討すること。また、当初からの統合を必要とし

ないものについては、運用面に対応するというものでございます。

調整案といたしましては、「高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初からの統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、国分寺町のシステムに必要な改修を加え使用する。」としたところでございます。

続きまして、次の78ページをごらんいただきたいと存じます。

庁内LANの状況について御説明申し上げます。

両市町の現況でございますが、1の接続拠点でございますように、現在、高松市、国分寺町では、いずれも庁内LANを整備いたしております、それぞれ、ごく一部の例外を除き、本庁舎と出先施設の間を接続いたしております。また、インターネットを初め同様な外部への接続を行っております。

次に、2の庁内LANにおいて住民情報を扱うネットワークと内部管理情報等を扱うネットワークを分割しているかどうかでございますが、高松市及び国分寺町共に、これらを分割せず一つのLANで両方を扱っているところでございます。

また、3のパソコンの設置台数につきましては、両市町とも必要な職員には1人1台の環境を整備しているところでございます。

この庁内LANの問題点・課題でございますが、右上に記載のとおり、別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なること。インターネット等の外部ネットワークへは、それぞれ別に接続していること。別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすいことの3点が挙げられます。

対応策でございますが、国分寺町の庁内LANを高松市の庁内LANに統合する。外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。統合に当たっては、セキュリティ対策に万全を期することとし、調整案といたしましては、「高松市の庁内LANに統合する。」としたところでございます。

なお、次の79ページには、参考ということで、合併に伴う電算システムの統合における作業の流れ等を記載いたしております。説明は省略させていただきますが、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の17ページをごらんいただきたいと存じます。

17ページには、平成11年4月以降に編入合併いたしました10市の事例を記載しております。

また、次の18ページには、現在、合併協議を進めております中核市のうちで、秋田市と鹿児島市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、今回提案いたしました内容とほぼ同じ内容で確認がされております。

以上で協議第14号電算システム事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第14号について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

末澤委員 これはちょっと素朴な質問でございますが、こういうふうにシステム化されていった場合、78ページにも対応策で心配されている点があると思うんですが、問題は、わざわざ高松市まで出向いていかなければならないようなことがあっては、いわゆる住民サービスが低下するということを非常に心配されておりますので、その点につきましては、そう心配する必要はないというふうにとらえていいものかどうか、ちょっと、その点がわかりましたら教えていただきたいと存じます。

議長（増田会長） 事務局から説明いたします。

事務局長 部会の方から説明します。

議長（増田会長） はい、電算課の方からじゃあお願いします。

石垣総務部会委員 失礼いたします。高松市の情報システム課です。

ただいま御質問の件でございますが、庁内LANを接続するといったように申し上げましたとおり、高松市と同様な情報が、国分寺町の庁舎の中でも得られることとなりますので、どういうサービスを国分寺町の方で、庁舎の方で提供するかということは、別途、協議されることと存じますが、システム上は全く同様のことができるということで考えております。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第14号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第15号広聴広報事業（協定項目第24-3号）についてを議題といたしま

す。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料19ページをお開き願います。

協議第15号広聴広報事業についてでございますが、提案内容は中ほどでございますように、「広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。現在、国分寺町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の81ページをお開き願います。

まず初めに、市（町）民相談事業について御説明をいたします。

両市町の現況でございますが、高松市におきましては、本庁舎1階の市民相談コーナーにおきまして、市政相談、一般相談のほか人権法律相談を初めとする14種類の専門相談を実施いたしております。また、下の欄外に記載しておりますように、各担当部署におきましても、母子、交通事故などさまざまな相談を行っております。

一方、国分寺町におきましては、現在、庁舎内の会議室等におきまして、住民相談を初め7種類の相談事業を実施いたしております。

問題点・課題でございますが、右上にございますように2点ございまして、相談内容及び開催の回数に差異があること。さらには、高松市の制度に統一した場合、相談事業の開催場所が市役所本庁舎となりますことから、特に高齢者の方には不便を来すおそれがあるということが挙げられております。

対応策でございますが、その下にございますように、国分寺町で行っている相談事業については、国分寺町の住民の利便性等も考慮し、現行水準を下げないような方法での開催について検討するとし、調整案は「高松市の制度に統一する。ただし、現在、国分寺町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。」としたところでございます。

続きまして、82ページをごらんいただきたいと存じます。

広聴事業のその他でございます。

まず、1の市（町）政モニターにつきましては、高松市では15年度で廃止し、新たに16年度から、項目の4にございますような電子会議室運営事業を開始いたしております。

す。また、2の市(町)政出前ふれあいトーク、3の市長、町長への提言につきましては、両市町とも同内容の事業を実施いたしております。

このような現況を踏まえた対応策、調整案でございますが、いずれも「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、83ページをお開き願います。

まず、両市町の現況でございますが、資料に記載のとおり、4の配布先は両市町とも同様でございますが、1の発行回数(日)を初め他の項目について違いがございます。

これらの問題点・課題でございますが、右上に記載しておりますように、発行回数異なりますほか、配布方法につきましても、高松市では広報紙の配布に当たりまして、仕分け、配送業務を業者に委託し、実施いたしておりますが、国分寺町では職員がこの業務を行っております。また、合併に伴い必要となる広報事業といたしまして、国分寺町の住民に対する合併後における各種の手續方法や窓口などの周知がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一することとし、国分寺町住民に対する合併後の手續方法等の周知につきましては、高松市の各課の業務内容、連絡先等を冊子にまとめた「くらしのガイドブック」を国分寺町の全世帯に配布するとしたところでございます。

調整案としては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、84ページをごらんいただきたいと存じます。

視覚障害者等への広報でございますが、現況欄に記載のとおり、現在のところ、国分寺町では声の広報を実施いたしておりますが、高松市におきましては声の広報のほか、点字広報、市の携帯電話版のホームページ「もっと高松NAVI」の情報を音声化いたしましたテレホンブラウザシステムにより、視覚障害者等への広報活動を行っております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、85ページをお開き願います。

その他の広報事業でございます。

まず、1のホームページでございますが、両市町とも、掲載内容は異なりますものの、それぞれホームページを開設いたしております。

また、2のメールマガジン及び3のケーブルテレビにつきましては、高松市において実施いたしておりますが、国分寺町では実施いたしておりません。

次に、4の防災行政無線による一般広報につきましては、国分寺町のみで実施をいたし

ております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。」としたところでございます。

なお、会議資料の20ページ、21ページには他の先進地域の事例を紹介いたしておりますが、説明を省略させていただきます。

以上で協議第15号広聴広報事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第15号について、御質問、御意見等がございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

山下委員 国分寺の山下です。

資料の中の最後の、今、85ページに説明があった4番、防災行政無線、この防災行政無線は高松市にはないと、国分寺はあります。これは、現在、国の補助をいただいて、国分台に自衛隊があるということで、防衛庁の方から補助いただいて、今、全戸に新しく機械を取りかえております。これをここへ書いておるように、合併時までに調整する、どのような方向で調整するのか、国分寺にある、高松にはないとということで、どのような方向で調整するのか、ちょっと会長さん、そのあたり、ちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（増田会長） 調整するという言い方がちょっとおかしいかもわかりません。むしろ、高松が防災行政無線を、今後導入せないかなというのがあるんですけども。

はい、事務局からどうぞ。

事務局長 事務局から説明をいたします。

ただいま説明をいたしております広聴広報事業という事務の取り扱いということで、防災行政無線を使った一般広報の取扱いについて、合併時までに調整するというところでございまして、御指摘いただいておりますのは、防災行政無線そのものをどうするかという取り扱いについては、申しわけございませんが、合併協定項目の24-20消防防災関係事業、そこでそのシステムをどうするかということについては取り扱いを協議するというところで、これについては、後日の合併協議会に提案されるということになります。

なお、今、会長さんから申されたようなことで、高松市としてどうするかということ

基本に、これから調整が行われるというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

議長（増田会長） 私もちょっと勘違いしておりましたが、これはもう、その使い方の方だったですね。済みません。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

池崎委員 池崎です。

資料の 81 ページの相談事業のところなんですけど、高松市にはたくさんの相談の項目がありますし、国分寺町にもこれだけがあるんですが、先月ですけども、私、人権相談にかかわりましたら、6 件ほどの相談がありました。その中で 4 件は 80 歳前後の方だったんです。だから、その方は車で来られたか自転車で来られたか、ちょっと私もよくわかりませんが、これが高松市へ、市役所まで行って相談を受けなければならないとなると、高齢者の方はとても不便じゃないかなと思います。今現在であれば、役場ですので、些細な相談であってもちょっと行ってみようかなと思って、気軽に行けるんですが。だから、この項目の中にもありますけど、住民サービスが低下しないように取り扱うというところがありますが、極力、国分寺町は 2 万 4,000 以上の人口がありますが、そういう点で、できるだけ、この国分寺町の役場を生かして、住民サービスをお願いしたいと思います。

この間のアンケートでも、高齢者の方はここ 10 年間で国分寺町でよくなったものは何かという中で、ごみ対策、保健対策、3 番目に高齢者福祉対策が挙げられております。このように、これが低下しないように、ほかの住民の方も同じだと思うんですけども。それから、合併に対することについての不安に対しても、行政区域が広がってきめ細かな行政サービスが受けにくくなるのではないかなというような、それが不安の第 1 項目になっておりますので、そういう点で、ここにありますような住民サービスが低下しないようによろしくお願いいたします。

議長（増田会長） まさにそういうことで、今までこちらでできったのができなくなるというのは住民サービスの低下ですから、そうならないようにしていくということを今後考えるとと思いますが、なお事務局からどうぞ。

事務局長 なお、事務局から補足いたしますと、81 ページの右の対応策のところをござらんをいただきたいというふうに思います。対応策の 2 行目後段部分、現行水準を下げな

いような方法での開催について検討するという事で調整を行っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

三笠委員 もうちょっと、こういうのは、詳しくに説明してあげたらええんや。というのは、高松の制度に統一するということなんでしょう。ほいで、そういうんで高松市が14項目あると、これがこの相談については国分寺町が低下しないようにやるということやから、統一して当然、低下しないようにということは、これをここでやるという、そういう位置づけなんだろ。そういうふうに説明したらよくわかるんじゃないですか。そこら辺の、そこら辺をちょっと……。

事務局長 ちょっと説明……。

三笠委員 わかりやすいに言わなったら、役所言葉ではいかん。

事務局長 誤解があるといけませんので、詳しいことについては、総務部会の方、出席しておりますので、そちらから説明する方がいいかと思いますが、国分寺町で現在行っている状況から変わらないような考え方がベースであるということでございまして、その中で、じゃあ具体的に個別の相談がどうあるべきなのか、今までのが一番いいのか、あるいは改善すべきところがあるのかなのか、そういうことも総合的に勘案しながら、合併時においてどのような相談業務がふさわしいかということについて、今後検討するという事になっているというふうに理解をいたしております。

今、ちょっと御指摘の部分とは若干異なるかと思いますがけれども、そのようなことでございまして、御理解をいただきたいと思います。

なお、総務部会の方からちょっとその点について説明をいたします。

伊藤総務部会委員 総務部会、広聴広報課の伊藤でございます。座って御説明させていただきます。

先ほど81ページの中段、右中段、対応策に書いております現行水準は下げないような方法で、具体的にということでございまして、これは今、調整の最中でございまして、はっきりしたことは申せませんが、例えば合同相談所、国分寺町を見ますと、例えば曜日が違って、高松市でも同様でございまして、曜日が違ってこのような形の、7件ほどございまして、そういったものを例えば月に何回か、一所に集めて合同相談所というふうな形も一つの方法かなというふうには考えております。

なお、高松市と合併した場合につきましては、今、三笠委員さんおっしゃったように、種類としては、高松市のこれだけの種類が受けられる、そういったこともメリットの一つかなと、サービスが低下しない一つのものになるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

千葉委員 高松の千葉です。

合併協議会をいろいろ検討するときに、私は最初に行政の方に考え方の基本として、編入合併ということで、言葉上でいくと、全部、高松市の方へ集まってしまうというような誤解を招くという、文字上は。そうじゃなくって、編入合併して高松市からこっからこれだけに大きくなったら、今まで従来の高松市であった人なり物なり力なり、そういうものをすべて出していく。編入された地域へ、こちらからそういうサポートをして、絶対に不安を持たせないように、そういうふうな基本的な高松市の考え、行政の考えを持ってほしいということをお話しました。

結局、実際こういう、もう住民の生活にかかってくる問題が出てくると、やっぱり全部、旧の高松市へ行かないとだめなのかということをしごく気持ちに上がってくるというのはわかるんです。一番生活しやすい、安心して暮らせるというのは何かというのは、地域で、住んでるところですべてが処理できる、相談できる、何もできるっていう状況を、もっともっとわかりやすい形で、何というのかな、作業部会とか文書とかつくり上げていくときに、そういう考え方でやってるんやということが出れば、もっと住民の方、しごくわかっていただきやすいと思うんです。

だから、この文章上は高松市に統一するっていうところですごく誤解を招くんですけども、考え方においては、高松市の持ってる物、力、人をかなりもう、例えば国分寺の今ある役場を合併後は出張所にするか何にするかわからないですけど、それをもっと国分寺町に住んでの方が使いやすいようにするんやという基本の考え方っていうかな、それがどこかに、文章とか何かにあられれば、しごくわかっていただけるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

議長（増田会長） 御趣旨はよくわかりました。部会ではもっと具体的に議論しとると思うんですけども、例えば当面はこのまま従来やとるのはやると、それから高松でや

っとるのは、デリバリーで週とか月に何回かはこちらでもやるとか、そういうような話が具体的に、ここではそんな細かい話になりませんが、具体的に出ておれば、それをまた今こういう場で言ってくれると一番いいんですけどね。どこまで具体的に、どこまで、今言ってるんでは、まだそこまでは進んでないというようなことのようにですけども、基本的にやっぱりそういうことが市民サービスを低下しないということになると思います。

ほかにどうぞ。はい、どうぞ。

末澤委員 ちょうどもう、今おっしゃっていただいたことは言いたいことのいっぱいなんです。常にこのところで問題点、それから課題、それに対する対応策というものを、できれば事務局の方が、これから入る問題は別として、こういうことをしてきておりますというようなことを、今、三笠会長さんがおっしゃったように説明していただかないと、やっぱり傍聴されてる方もそういう点、非常に心配してお聞きになつておられると思います。また、私たちもそういう点がとにかく聞いてみたいという点なんです。その点で、できれば、今後、説明には、今会長さんがおっしゃったように、そういう方法でしていただきたらと思います。

そして、今の資料の85ページの中に3番であるんですけども、ケーブルテレビジョンですけども、これは現在、人の話では鬼無町まで来ると、しかし、国分寺町はどうなるんだろうかという心配、あるいはまた、これが合併の前にはケーブルテレビジョンというものが必要であるという意見もあったわけなんです。この点には、どういうふうに解釈していったらいいものか、わかる範囲で教えていただきたいと存じます。

議長（増田会長） はい、事務局からどうぞ。

事務局長 ちょっと部会の方でわかる範囲でお願いします。

伊藤総務部会委員 ケーブルテレビにつきましては、他の町で直営にしているところもございまして、私どもの高松市は、現在、株式会社ケーブルメディア四国のチャンネルの一つをお借りしてやっております。これは、私どもの総務部会の中の広聴広報ではございませんが、建設計画の中にそういった形のものも出ているというふうに聞いております。今後、検討する中で、検討していかなければならないということになります。何分、今申し上げましたように、株式会社ケーブルメディア四国という会社組織がございまして、その中に私どもが、例えば、高松市も今、出資してありますが、そのチャンネルの一つを借りておられる状況にございます。これを広げていくに当たりましては、会社の方の意思というのが働こうかなというふうに思います。ただ、これにつきましては、次世代、ちょっと資料...

…、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業という国の補助制度がございまして、それに高松市につきましても乗ってやってるわけでございます。新しくこういった形のものを使えば、一つの方法としては出てこようかなと、やり方の方法論ではございますが、一つ方法がある。ただし、これも会社の意思として広げていく意思がどこまで働くか、その辺について私どもの行政として働きかけていくことができるという意味で、そういった形の補助金制度、そういったものを使って会社の方に働きかけていくということが行政の一つの立場かなというふうに考えております。

議長（増田会長） 事務局、これは建設計画なんかには入れられんの。もし希望があるとしたら入れれるん。

事務局長 個別の施策事業ということで、ケーブルテレビを合併後の全市域に普及するかどうかについては、検討テーマであるというふうには理解をいたしております。まだ具体的に、今説明があったように、協議段階でございませぬので、どのような形でできるか、あるいは財源をどうするかという、いろんな面から検討する必要があるかというふうに思います。

議長（増田会長） ほかに。

はい、どうぞ。

白井委員 国分寺町の白井でございますが、今、広聴広報の話が出てるんですが、素朴に考えてまして、例えば商工会の話が出たときに、ああ商工会はどうなるんだろうかと思ったら、山田町が既にあるからそれを参考にしようということで、商工会自体が勉強をして話し合いをして要望書を出すと、これはよくわかるんですが、ほかの点、例えば各部会でやってる、やってるとさっきからもう、この前もそうですけど、部会でやるんです、やっていますという話。じゃあ部会でやってるのをどういうことをやって、それに対してどういう要望を出せばいいのか、だれがどういう出し方で要望を出せばいいのか。さっきこちらからもちょっと要望出しましたけども、その要望をだれが、いつ、どこへ、どういう形で出せばいいのかという広聴広報、この合併協議会の広聴広報、ちょっと疑問を感じるんです。

例えば、今度教育なら教育やるとする。ほんなら、その教育部会へ要望出したかったら、出したい人はどこへ言っていけばいいのか、今、国分寺町だったら役場へ言っていけばいいのか、議員さんに言っていけばいいのか、高松市の合併協議会そのものに持っていかないかんのか、そういう点がよくわかってないんじゃないかと。何か全部大きい協議や

ってますけど、実際の人間にとっては、大きいことはもちろん知りたいんですが、小さいことを知りたい。ところが、それに対してよくわからない。よくわからないから要望は出せない。どう出していいかわからないという点はどういうふうに部会の持ち方を広報していただけるのか、非常に素朴な質問を個人は持ってるんじゃないかと思います。これから
の広聴広報じゃなくて、もう協議会そのものの広聴広報がちょっとよくわからないのでお聞きしたいんです。部会のあり方について。

議長（増田会長） これは、もう国分寺の要望については、国分寺当局の方へどんどん言っていたら、幹事会でそこで議論していただけるということになりますので、幹事会がそういう要望とかいろんなもの調整する場ということになります。

事務局長 補足しますと、今、会長さん言われたとおりでございます、国分寺町としての、住民、事業所等さまざまなニーズを踏まえて、町として高松市と協議調整を行うということでございますので、さまざまな要望、意見等があれば、町として全体を把握した上で、それを町としてどういうふうに対応していくかという考え方を整理した上で、高松市の担当部署との調整に入るということでございますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

はい。

白井委員 済みません。だから、そういうことを、例えば国分寺町なら国分寺町の広報で、例えば傍聴に来なさいなんてのは広報してありますけど、傍聴したその後、どういう要望があればどこへということをごひ、これは国分寺町の広報にお願いしたいと思いません。

議長（増田会長） ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

福井副会長 今、いろいろと各種団体あるいはいろいろな方が合併に対して要望があるということになれば、まず、町の合併に対しては、総務課の方が窓口になっておりますので、そこを通じて出していただければ。また、それぞれの部会も、また専門的に分かれておりますので、そこで整理をして、今度、高松市との合併に関する幹事会の中で、先ほど会長さんもおっしゃったように、調整をしていくということになりますので、いろいろと思いや、こういうことをぜひということがあれば、町の総務課の方へまた御相談していただいたら一番ええんではないかと思えます。

議長（増田会長） どうぞ。

宮崎委員 宮崎です。

81ページの資料なんですけど、これ町長、うちの町長にちょっと聞くんですけど、育児相談いうのが載ってないんですが、これ私どもの町は子育て支援事業というので3園に委託しておりますけれど、こういうようなあたりはもう載せないんですかね。これ、事業としてはやっておるんですよね、相談。

事務局長 ちょっと、事務局の方から言いますと、子育て支援事業というのは、福祉関係の事業かなというふうに思います。ほんで、ここでとらえてるのは、広聴広報サイトからの相談事業というとらえ方ですので、事業としては当然やっているかと思えますけれども、この相談事業の中でとらえるという、広報部門で、広聴部門の相談事業としてのとらえ方ではないということに理解をいたしておりますが、なお、国分寺町の当局の方で何か説明があればお願いをしたいと思います。

議長（増田会長） はいじゃ、お願いします。

武下総務部会委員 ただいま林参事さんがおっしゃられましたように、育児相談とかそういうものにつきましては、福祉部門の中で一つの事業としてとらえて、その事業をどうするかということにつきましては、またその中で協議されると思いますので、御了解いただいたらと思います。

議長（増田会長） はい。

宮崎委員 実際には、これ育児相談しておるんですよね。福祉面じゃなくて、育児相談にそこへ行って相談しながらやってる事業だから、この分も一つは町でもやっておるかなという気はするんですけど。福祉だけの問題でなくて、やはり子供たちにいるんな相談に行ってることは、これ育児相談に入るんじやろうとは思ってますけど、それはそれでいいですけど。

それで、一番ここで気になるのは、やはり高松市だなと、多くの事業、これ、専門相談をしておると感心しておるんですけど。感心なり敬意を表しとんですけど、実際こういう素晴らしいものがたくさんやってる、じゃあ、それを国分寺でやってくれるんかどうか。国分寺へ来てやってくれるんかな、それもやはり、これ高松へ行かないかんようだったら、そこまで行かなげにゃ、お年寄りあたり、先ほど池崎先生がお話してましたけど、高松まで行かないかんのかどうかということが肝心なんです。できれば、これもそういう、ここでやはり毎週行っているもんでなくて、月に1回とかなんか考えていただけるよ

うな相談をしていただきたいなと思っております。これは要望ですので、今後考えてください。

それと、先ほどから出ております防災無線なんですけど、今、私どもの町と高松市は、高松市は広報月2回出ております。私方は1回なんですけど、やはりそのすべて細かい点、きょうは何々の議会がありますよと、何日前からそれを防災無線によって周知する、また、こういうイベントのこと、また相談事、それらのものをきめ細かに、今やっているんですけど、これらを調整するというたら、これが悪うなったら困るんで、今、住民側も大変喜んでるんで、今後この分についても、放送、先ほど言われましたけど、今後の防災無線の中でも出てくると思います。防災の方ですかね。その中で出てくると思いますけれども、今後、私どもの町は警報が出たら、せっきくの防災無線だから、何々警報が出ましたよと、御注意くださいということ放送しようじゃないかということを決めました。そして、やはり注意を促して、やはり住民のそういう防災に対する啓蒙促進するというのを、失礼なんですけど、今回の16号の大きな高潮災害によりまして、住民にもやはりそういうことを知らせていかないかなと。やはり今まではテレビ等で警報が出ておってもそんなに關心はないんですけど、やはり防災無線で警報が出ましたと、注意してくださいということもしていこうなということを決めて行政の方をお願いをして、今後やっていくことになっております。

そういうことで、その放送の内容について広報、知らせることなんですから、やはりこれでもう、少しでも悪くなるようだったら困るし、先ほど市長さんが言われましたように、今後は防災無線については、高松市もどのように取り組んでいくかなと、やはりいいものなんですから、今後考えていただきたい。そのあたりの調整という言葉が、私も今まできめ細かな広報、周知をしておいた、それがどうなるかなと思ってちょっと心配なので、調整せられて、悪うにせられたら困りますので、それだけちょっとお願いしておきます。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第15号につきましても、改めて次回会議で質疑、協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第16号生活保護事業（協定項目第24-8号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の 22 ページをお開き願います。

協議第 16 号生活保護事業についてでございますが、提案内容は、中ほどでございますように、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

調整内容につきましては、附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の 87 ページをお開き願います。

附属資料の 87 ページでございます。

まず初めに、生活保護制度について御説明をいたします。

両市町の現況でございますが、1 の級地区分につきましては、高松市は 2 級地の 1、国分寺町は 3 級地の 1 となっております。

次に、2 の生活保護事業の実施機関でございますが、高松市では市の福祉事務所において実施しております。国分寺町では、県の中讃保健福祉事務所が事業を行っております。

次に、3 の被保護世帯数から 6 の保護の種類につきましては、資料に記載のとおり状況でございますが、5 の保護基準でございますように、標準 3 人世帯の場合の基準額は、高松市が 16 万 3,750 円、国分寺町が 14 万 4,360 円と 1 万 9,000 円余りの差異がございます。これは、級地区分の違いによるものでございます。

これらの問題点・課題でございますが、右上にございますように、保護の基準区分である級地区分及び実施機関が異なっていることが挙げられます。

対応策でございますが、高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行することとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、88 ページをごらんいただきたいと思います。

行旅病人等取扱事務事業についてでございます。

現況でございますが、資料に記載のとおり、1 の急迫医療取扱、2 の遺体取扱につきましては、両市町ともその取り扱いに差異はございませんが、3 の交通費・回数券等の支給につきましては、対象は同じでございますが、内容に違いがございます。

このような状況を踏まえた対応策、調整案でございますが、いずれも「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、89 ページをお開き願います。

ホームレス自立支援事業でございます。

資料に記載のとおり、医療費の支給につきましては、高松市のみが実施いたしておりますことから、対応策、調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

以上で協議第16号生活保護事業についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第16号について、御質問、御意見等がございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第16号につきましても、次回会議で改めて意見集約を行うことといたします。

会議次第4 その他（1）建設計画作成に当たっての住民意向調査について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、まず、（1）の建設計画作成に当たっての住民意向調査について、事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、事務局から御説明いたします。

別綴りとなっております別紙1、高松市との合併に関する国分寺町民まちづくり意向調査結果の概要というものがございますので、こちらをごらんください。別とじの資料でございます。

先般、高松市・国分寺町合併協議会が実施いたしました建設計画作成に当たっての住民意向調査、高松市との合併に関する国分寺町民まちづくり意向調査の結果につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、1ページの 調査の概要をごらんください。

1の調査の目的でございますように、この調査は、国分寺町地域を対象として作成される合併後のまちづくりのマスタープランとなる建設計画に、国分寺町住民の意向を反映させることを目的に実施したものでございます。

次に、2の調査の対象でございますが、住民基本台帳をもとに、無作為に抽出した18歳以上の国分寺町の住民3,000名を対象に実施いたしました。

次に、3の調査の実施期間は、平成16年7月16日から7月30日まで、また、5の有効回収票数、有効回収率は1,172票、39.1%という結果になっております。

次に2ページをお開きください。

調査の結果でございます。

1の(1)の性別から4ページの(6)職業までは回答者の属性でございます。特徴といたしまして、(1)の性別で女性の回答者数がやや多いこと。(2)の年齢階層では、60歳代と50歳代の回答者が多いこと。また、4ページの(5)の居住年数におきまして、20年以上が圧倒的に高かったことが挙げられます。

次に、5ページをごらんください。

5ページは、国分寺町の生活環境の評価についての設問でございます。

肯定的な評価が高かった項目は、8の「買い物が便利である」が過半数を占め、以下、2の「公害が少ない」、3の「ごみ処理体制が整っている」など7項目でございます。一方、残る17項目は否定的評価が高く、特に6の「就業・雇用の場に恵まれている」、10の「公共交通機関が便利である」など7項目で、否定的評価が肯定的評価を大きく上回っております。

次に、6ページをお開きください。

2の3、不便・不満を感じる施設についての設問では、「防犯灯、街路灯」、また「バス等公共交通機関」「病院・診療所」などに不便・不満度が高くなっております。

7ページから9ページにかけては、国分寺町が取り組んできた施策・事業に対する評価に関する設問です。

まず、7ページですが、「ごみ処理対策」「保健対策」などについて評価が高くなっております。

次に、8ページの今すぐにでも改善または推進すべきものとして、「防犯対策」「公共交通の利便性の推進」などが挙げられております。

また、9ページの長期的に力を入れるべき事項としては、「高齢者福祉対策」「企業の誘致」などが上位を占めております。

次に、10ページをお開きください。

10ページでは、国分寺町と高松市の合併協議会についての認知度及び情報源の状況が挙げられておりますが、認知度ではほぼ100%の町民に認知されております。

11ページをごらんください。

合併への期待と不安等に関する設問でございます。(1)に記載しておりますように、合併での期待と不安についてでございますが、「合併による期待はとくにない」が25.

8%、「合併による不安はとくにない」が24.6%、残る49.6%は期待と不安の双方に回答しております。

(2) 合併によって期待される効果でございますが、「議員・職員等の削減による経費節減」が過半数を占め、以下、「公共施設や行政窓口が利用しやすくなる」「地域のイメージアップや活性化が図れる」などが挙げられております。

次に、(3) 合併による不安では、「きめ細かなサービスを受けにくくなる」、以下、「中心部と周辺部の格差が広がる」「公共料金が高くなり、住民の負担が増える」などが挙げられております。

次に、12ページをお開きください。

合併協議を進める上での重要事項に関する設問でございますが、96%以上の人の回答を得ており、「支所・出張所の機能整備」を挙げる人が圧倒的に多く、以下、「地域の情報化の促進による住民サービス、住民間交流の方策」「公共施設への公共交通手段の確保」と続いております。

次に、13ページをごらんください。

最後は、合併による新しいまちづくりについての設問でございます。

まず、求められる将来像では、「健康で安心して暮らせるまち」「自然環境を大切にす
るまち」「生活環境が充実した便利で快適に暮らせるまち」などを求める声が高くなって
おります。

次に、14ページをお開きください。

合併による新しいまちづくりの重点施策では、「防災・消防・防犯の充実、交通安全など
安心な生活環境の整備」「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」「高齢者や障害者
にやさしいまちづくりの推進」となっております。

以上がまちづくり意向調査の結果の概要でございますが、この調査結果を踏まえ、建設
計画の作成を初め、今後の合併協議に住民の皆様の御意向を十分反映させてまいりたいと
考えております。

以上、簡単ではございますが、建設計画作成に当たっての住民意向調査についての説明
を終わります。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございま
したら、御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （２）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
議長（増田会長） 特にないようでしたら、次に（２）の高松市と近隣町とで
設置している合併協議会の協議状況について事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の２５ページをお開き願います。

その他の（２）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議の状況について御説明申し上げます。

次の２６ページの別紙２をごらんいただきたいと存じます。

現在、高松市では、近隣の６町と個別に合併協議会を設置し、協議を進めておりますが、委員の皆様の参考としていただくため、本日、高松市が近隣町と設置している各合併協議会の合併協定項目の協議の状況を一覧表に整理し、資料として提出したものでございます。資料に掲載しておりますのは、各項目に印をつけておりますが、をつけておりますのが、提案済みの合併協定項目でございまして、 が、既に合併協議会で確認をされた合併協定項目でございます。

この資料は、表の右上に記載しておりますように、本日９月２８日現在のものですが、なお、左端の塩江町の合併協議会の協定項目のうち、２の合併の期日につきましては、 、確認済みとなっておりますが、昨日開催されました合併協議会におきまして、具体的な合併の期日が再提案されておりますので、申し添えておきます。

以上、簡単でございますが、高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

岡西委員 岡西でございます。

これ、きょうの四国新聞なんですけれども、幹事会の模様が既に四国新聞の、けさの四国新聞に載っております。これ私たちさえ、まだ十分知らんことなんですけれども、こういう記事はやっぱり見出しが、選挙区制で１１市議増員、これだけしか見ませんから、住民の方は。あと合併６町に案を提示したっていうのを恐らく見ないと思うんです。ということは、選挙区制で１１市議が増員ということだけが一人歩きすると思います。

それから、香川再編のところでは、塩江町と高松市、合併は来年９月２６日、ほいでそ

の下に小さく高松市・塩江町合併協議会の提案、この提案は、これも提案というのは恐らく見ないと思う。これも来年9月26日じゃいよるのうというて、それがもう一人歩きすると思うんですよ。住民のいろいろな思惑とかそういうことも絡んできて、こういうんがちょっと、あんまりメディアに漏らすんが、ちょっと事務局、早いんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。新聞社……。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局長 第1点目の議員定数の問題について、合併協議会の事務局として、報道機関に知らせたということはありません。報道機関の方で独自にどこから入手したというようなことを聞いております。

また、塩江町の合併協議会、昨日開催されたわけですが、これについては報道のあり方というか、記事の書き方について事務局としてどうこうということは申し上げられませんが、全体を読んでいただくことで御理解いただき、また、合併協議会としての広報において、正確に広報していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

三笠委員 岡西委員さん、この問題はそら確かにいろいろ心配する向きもあろうかと思えますんですが、やっぱり同じこの書類で、傍聴に来られますわね。それらと同じもんですから、それがいろいろ計算したり、いろいろすれば、すべてこれ大体出てしまうんですわな。そこら辺はやっぱり、これ傍聴すなというわけにいかんし、そこら辺を制約の問題、いろいろトータル的にありますんで、これは、そこら辺はいたし方ないかなあという、我々も正直言うて、朝、新聞見て心配はしたんです。こらやっぱりどこまで知らせたら、知ってもろたらええものか、悪い場合、ええ場合というのはいろいろありますから、ありますから心配はしたんですが、これはもう、この分をやっぱり傍聴の皆さん方に知らしめる、それこそ、さっきおっしゃった広報広聴の問題にもなってきますんで、そこら辺がやっぱり制約されると非常に厳しい面があるかな、そこら辺はいたし方ないかなあという感じもしますんで。僕ら、きょう、その今おっしゃる新聞を見た印象を、今ちょっと話させていただきますよんですが、御理解をいただかないかなでしような。

議長（増田会長） どうぞ。

岡西委員 幹事会も傍聴が入るんですか。

三笠委員 幹事会は入りません。

岡西委員 いや、幹事会が大きいに載っておりますから、ほいでびっくりした。

三笠委員 いやいや。

議長（増田会長） はい、どうぞ。事務局から。

事務局次長（加藤） 事務局の方からお答え申します。

本日、新聞報道を拝見いたしまして、各社のあれこれお聞きしますと、内容につきましては事実でございますが、経緯をお聞きしますと、21日の日に高松市がそういった幹事会を設けまして、各町の方へ案を提示したと。各町の方でお持ち帰りになって、町の執行部なり議会の方へ説明されたということをお聞きしております。各町でも、議会の方で特別委員会あるいは全員協議会を開かれて説明をされたということをお聞きしておりますが、幾つかの社にお聞きしましたのは、そのあたりからの情報もあったということをお聞きしますんで、高松市からはそのような情報が出てないということはお聞きをしておりますんで、この点御理解なりをいただきたいと、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 （3）今後の合併協議スケジュールについて

議長（増田会長） ないようでしたら、次に（3）の今後の合併協議スケジュールについて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料27ページをお開き願いたいと存じます。

今後の合併協議スケジュールでございます。別紙の3ということで、合併協議会の第1回会議から本日第7回会議までと、今後想定をされます合併協議のスケジュールを月単位で時系列の表にいたしております。そこに掲載いたしておりますのは、47項目ある協定項目のうちで、上段部分が合併協議の基本項目や行政制度等の46項目で、下段の部分が建設計画に係る協定項目でございます。これまで、合併協定項目では、本日の会議までに16の項目を提案いたしております。

また、建設計画につきましては、第5回会議で建設計画の構成を御報告いたしております。合併特例法の期限でございます17年3月末までに合併協定書に調印をし、両市町の議会の議決を得た上で県知事に申請をするためには、この表にありますように、おおむね本年12月末までにすべての合併協定項目について協議し、確認をする必要があるものと思われませんが、このように非常に厳しいスケジュールとなっております。

なお、各協定項目については、現在、各部会で調整作業を進めておりますが、今後協議

が整ったものからこの協議会に提案していくということといたしております。また、建設計画につきましても、今後、記載のようなスケジュールで取りまとめをしまいたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第４ （４）高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） ないようでございますので、（４）の高松市・国分寺町合併協議会会議開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） 会議資料２５ページをお開き願います。

第８回会議の開催予定でございますが、第８回の会議につきましては、１０月１９日、火曜日の午後１時３０分から、場所は高松市福岡町、ちょうど高松競輪場の東側になりますが、香川県自治会館で開催を予定いたしております。会議の案内状につきましては、協議事項を記載した上で、おおむね会議開催の１週間前に送付いたしますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上がその他ということで、事務局からの説明でございました。

それでは、せっかくの機会ですので、合併問題全般について何か御発言がございましたら承りたいと存じますが。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようございましたら、以上で本日の会議を終了させていただきますと存じます。

皆様方には……、失礼。どうぞ。

松岡委員 国分寺町の松岡です。

第６回の７月１３日以後、１３日の第６回の協議会の中でも、高松市の委員の方から町長さんのお気持ちを聞かせていただきたいということを言われたと思うんですけども、その後、住民の方が町長さんとお会いしまして、前向きに進めていくということをお願い

させていただきました。ひとつここで、町長さんのお気持ちを出していただきたいというように思います。

議長（増田会長） はい。どうぞ。

福井副会長 国分寺町の福井です。

確かに7月、第6回が7月13日に開催されまして、そのときに高松市のお二人の方から、どのような姿勢でこの協議会に臨むのかというようなことの要望なり質問もありましたので、この席でお答え申し上げたいと思います。

私としては、この協議会におきまして、合併と、その合併の成功に向けて真剣に協議を進めていくという姿勢で臨みたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

これから、住民負担あるいはサービスの状況がいろいろと具体的に議論に上がってくると思いますし、そんな制度がこれからどうなっていくのか、これは私の町の住民にも大変関心があるものを、これから議論していくわけなんです。そういったことが、その中身がやっぱりきちっと住民に説明できるような、そんな気持ちで真剣に協議をさせていただくということになろうかと思えます。

また、合併方式が編入合併ということになっておりますんですが、これは第3回目の協議会で確認された事項の中にも御承知だろうと思えますけれども、お互いの立場は十分理解あるいは尊重しながら、対等の立場に立って公正公平な合併協議を進めるということを確認をされております。これはもう委員の皆さん御存じだろうと思えますので、こういったことを、私ども初め、すべての委員の方も真摯に受けとめて協議に臨むということになろうかというように思います。

また、そういうことになりましたと、当然、ほとんどが高松市の制度に合併時に統一するか、あるいは何年間かの経過措置を置いて、いずれ統一をしていくわけですから、これは私どもの町の人にとっても変化が起きてくるわけなんです。サービスを受ける場合にもあるいは負担をする場合にも。そういう不安も多分たくさんの方がお持ちだろうと思えますので、そんなものについての説明あるいは協定項目も全般、特に新市の建設計画ですか、これから素案ができ、だんだん積み上げていくと思うんですけれども、そんなものはやっぱり私ども、当然、町の執行部も、あるいは議会の議員も一緒になって、やっぱり説明をしていくという、そして理解を求めるといった責任感がやっぱり持たなければならないというように思いますので、そういうような気持ちをしっかりと持って、今後の合併協議会、

ぜひ、成功に向けて真剣に協議をしていきたいということを申し上げておきますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、以上で本日の会議を閉じさせていただきたいと存じます。

皆様方には、長時間にわたり御協議まことにありがとうございました。

これをもちまして第7回合併協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 3時05分 閉会

会議録署名委員

委員 大 捕 章 英

委員 白 井 加 寿 志